

会員各位

機関誌掲載論文における他の著作物の著作権保護について

日本頭蓋顎顔面外科学会
機関誌編集委員長 小林誠一郎

このほど、本機関誌掲載論文における他の著作物の著作権保護につきまして、投稿規定に明記いたしました。各位におかれましては、すでにご留意いただいていることと思いますが、下記をご参照のうえ、ご執筆にあたっては、著作権法に基づき、適正に著作物を使用いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、下記掲載につきまして、一般社団法人医書出版協会の多大なるご理解ご協力をいただきましたこと、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

記

■論文執筆に関して

引用…以下の七つの条件を満たしており、かつ内容が適正ならば原則として許諾手続きは不要。

- (1) すでに公表された著作物であること。
- (2) 引用する「必然性」があること。
- (3) 引用部分が明瞭に区分されていること。
- (4) 引用部分とそれ以外の部分に「主従関係」があること。
- (5) 原則として、原形を保持して掲載すること。
- (6) 原著者の名誉や声望を害したり、原著者の意図に反した使用をしないこと。
- (7) 出所（出典）を明示すること。

■転載…書面による転載許諾が必要（まずは発行元へ許諾申請）

※上記の「引用」以外に他人の著作物を再利用する場合はすべて「転載」に当たる。

※図表を改変して転載する場合、発行元だけでなく著作者の了解も必要なので注意を要する。

また、「出所の明示」に加えて「…より改変」などの"ことわり"を入れること。

■自著からの著作物の再使用…発行元の書面による転載許諾が必要

※自分の著作物を別の書籍・雑誌に再び使用（再使用）する場合であっても、出版契約により出版社の許諾を必要とする場合があるので、出版社に問い合わせること。

※共著者がいる場合、共著者全員の許諾が必要な場合があるので注意を要する。

日本医書出版協会ホームページ「著作物を利用する上でのご注意」より抜粋、一部改変
©Japan Medical Publishers Association, 2005

■論文執筆のための資料収集に関して

文献の複写（コピー）…必要な場合は、著作権法にのっとり、適法の範囲内で行うこと。

個人または家庭内などで使うために自ら複写する場合（著作権法第30条）、図書館において調査研究等のため一部分を複写する場合（著作権法第31条）等のごく限られた範囲以外は、すべて著作権者の許諾が必要。出版物の奥付または扉裏の「委託出版物表示」を確認し、必要に応じ許諾を受けること。

日本医書出版協会ホームページ「医学・看護文献をコピーされる方へ」より抜粋、一部改変
©Japan Medical Publishers Association, 2005

■全文URL（ぜひご一読ください）

「著作物を利用する上でのご注意」 <http://www.medbooks.or.jp/forauthor/QUOT-2.html>

「医学・看護文献をコピーされる方へ」 <http://www.medbooks.or.jp/copy/>

以 上